

保存版

保護者様

習志野市立実花小学校

校長 河村幸枝

天候悪化への対応について

日頃より、本校の教育活動への御理解・御協力、誠にありがとうございます。

さて、天候悪化への対応について、市教育委員会の指導の下、市内公立小中学校(園)共通で以下の通りとなっておりますので、お知らせいたします。

1. 前日までの対応について

- (1) 前日(休日が間に入る場合は休前日)12:00(正午)までに市教育委員会が校(園)長会と協議を行い、翌日(休日の翌日)の給食の有無、翌日の対応について決定します。
- (2) 各家庭への連絡については以下の方法で行います。

- ① 児童・生徒を通して文書により連絡する。
- ② **前日13:00(午後1時)以降** 学校より tetoru にて配信する。

※ 休日においては、②のみの対応となります。

《連絡する内容について》

「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」及び「給食の有無について」



(当日)

《小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合》

放課後児童会は当日の午前8時開室に向けて準備を行います。

(放課後児童会の支援員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かるものとします。)

給食がない場合は、弁当持参となります。※ 登室する場合は必ず保護者が付き添ってください。

2枚目あり

2. 当日の朝の対応

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。また、前日に「一部休業」又は「通常通り」の連絡があったにも関わらず、午前6時の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また、習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は、自宅待機とします。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、学校より tetoru で配信します。なお、メールには、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を記します。
- (3) 午前10時の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とします。この場合、tetoru 配信し、臨時休業の旨をお伝えします。

3. (当日の朝)登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)~(3)の場合は、臨時休業とはしないが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。
 - 気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。
 - 実際の天候等の状況によって、登校を見合わせても、遅刻・欠席とはなりません。
 - 気象情報(警報等)が発令されている状況において、児童が登校した場合は、保護者と連絡が取れるまで、学校でお預かりします。下校させる際は、職員が必ず付き添い、児童の安全確保に努めます。
- ▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。
- (習志野市は単独で「二次細分区域」で、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。)
- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
 - (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
 - (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

4. 児童の在校時の下校について

- ・児童が在校しているときに、警報・注意報が発令された場合や、そのような事態が予測された場合には、下校時刻等を変更することもあります。教育委員会と校長会で下校時刻等について協議します。
- ・校外学習から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全が十分確保されるまで、下校を遅らせるなどの対応をします。いずれの場合も tetoru でお知らせします。